

## 社会保険・労働保険適用・徴収事務一元化関連工程表

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1 共通滞納事業所の滞納整理の一元的実施	実施					
2 共通調査対象の事業所調査を一元的実施	実施					
3 徴収事務センターの窓口で受け付ける届出の範囲の拡大	受付開始					
4 算定基礎届と年度更新申告書の提出期限の統一	法案審議	労働保険適用徴収システムの修正		実施		
5 申請・届出様式の共通化	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請契機が同一の各種届出の様式の比較検討</li> <li>様式の統一化作業、システムの修正</li> </ul>			統一様式による運用開始(順次)		
6 適用に関する通知通達の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知通達の洗い出し</li> <li>通知通達の検討及び改正作業</li> </ul>			改正通知通達による運用開始(順次)		
7 事業所(場)番号の共通化	事業所(場)番号の共通番号の付与のあり方の検討・システムへの反映 ( 社会保険システム(刷新後) 平成23年1月稼働 労働保険適用徴収システム(フェイズ2) 平成23年4月稼働 )					
8 保険料の計算・賦課・納付の在り方の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主の利便性の向上等を図る観点から、賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め、引き続き検討(検討結果を踏まえて対応)</li> </ul>					

注)平成20年度に社会保険庁はねんきん事業機構に移行